

情 報 交 換 資 料

1 府中市内小学校の現状について

府中市立小学校校長会 会長 忍足 留理子 委員

2 府中市内中学校の現状について

府中市立中学校校長会 会長 佐藤 光宏 委員

3 高校の現状について

府中市内都立高等学校 代表 一ノ瀬 淳 委員

小学校の現状について

府中市立小学校校長会 会長 忍足 留理子 委員

日頃より、青少対各地区委員会並びに関係機関におかれましては、児童・生徒の健全育成にご尽力をいただきますこと、厚く御礼申し上げます。

府中市内小学校の状況について、ご報告します。

今年度の2学期は、新型コロナウイルス感染症に罹患する児童も多く、学級閉鎖を行った学校もありました。しかしそのような中でも、感染予防に注意しながら宿泊行事や学校行事を実施し、教育活動を進めてまいりました。

宿泊行事では、5月19日からスタートした5年生セカンドスクールは、全校2泊3日(一部3泊4日)での実施になり、10月までに全22校が終了しました。大きなトラブルなどもなく無事に全校が実施でき、子供たちにとっても思い出に残る行事となりました。八ヶ岳府中山荘でのセカンドスクールは今年度で終了となります。次年度から本格実施となる、長野県の茅野市や飯山市でセカンドスクールに向け、モデル実施校を3校ずつにして実施しました。茅野市では、府中第一小学校と府中第九小学校、府中第十小学校が2泊3日で実施し、飯山市では、府中第四小学校と府中第八小学校が2泊3日、府中第六小学校が3泊4日で実施しました。6年生の日光林間学校は、予定通り2泊3日の日程で夏季休業中に行いました。

また、今年度は、実施方法の変更はありましたが、3年ぶりに6年生の連合陸上記録会や特別支援学級の連合学芸会等の連合行事も実施できました。さらに学校行事(学習発表会や学芸会、展覧会、社会科見学や校外学習等)も、参観していただく人数制限や実施内容等を各学校で工夫しながら行いました。そして、読み聞かせボランティアの方や外部講師の方などの協力も得ながら、コロナ前の教育活動を進めることもできました。学習においては、授業の中でだけでなく、家庭学習でも日常的にタブレット端末が活用されています。そして、タブレット端末の活用にあわせて児童の情報モラル教育も進めています。

今年度はデジタル連絡システムのスマート連絡帳も導入され、学校と保護者との連絡がデジタル化されました。従来連絡帳で欠席連絡を行っていたものが、スマートフォン等を活用した電子データでの送受信となり、利便性が高まりました。学校からのメール配信の他に、学校だよりや保健だより等、学校からのお知らせも電子データで添付しています。

3学期に入り、新型コロナウイルス感染症よりインフルエンザでの感染が広がりつつあります。インフルエンザの流行はここ数年起こらなかったもので、罹患する児童も多く驚いています。各学校では、両方の感染予防の取組を強化しながら、慎重に教育活動を進めているところです。

3学期は、学年のまとめと新年度の準備を行う大事な時期になります。「学びをとめない」ということが学校に求められていると思います。これからも、小学校長会として情報を共有しながら足並みをそろえて取り組んでいこうと思っています。学校は、子供たちの健康安全を図りながら、学力の向上を図っていきます。

今後とも、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

中学校の現状について

府中市立中学校校長会 会長 佐藤 光宏 委員

1. 不登校生徒の問題（30 日以上欠席）

不登校生徒数は、増加傾向にあり、不登校生徒への継続的なサポートを実施し、学校との関係を維持することが重要

【主な理由】

- ※不登校 ①友人関係や教職員との関係に課題
- ②無気力で何となく登校しない者など
- ③ネット依存による昼夜逆転など
- ④家庭内での問題

※病気 起立性調節障害との診断名が多い

※新型コロナウイルス感染回避

2. 生徒指導提要の改訂（令和 4 年 1 2 月）文部科学省

第 I 部 生徒指導の基本的な進め方

- 第 1 章 生徒指導の基礎
- 第 2 章 生徒指導と教育課程
- 第 3 章 チーム学校による生徒指導体制

第 II 部 個別の課題に対する生徒指導

- 第 4 章 いじめ
- 第 5 章 暴力行為
- 第 6 章 少年非行
- 第 7 章 児童虐待
- 第 8 章 自殺
- 第 9 章 中途退学
- 第 10 章 不登校
- 第 11 章 インターネット・携帯電話に関わる問題
- 第 12 章 性に関する課題
- 第 13 章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

※校則の見直し

児童生徒の権利 「児童の権利に関する条約」 平成 2 年署名 平成 6 年批准
「こども基本法」 令和 4 年 6 月公布

※性的マイノリティ

3. 部活動の地域移行（総合的なガイドライン） スポーツ庁

①学校部活動 ・部活動指導員や外部指導員の確保

- ・週当たり2日以上 of 休養日を設定（平日1日・週末1日）

②新たな地域クラブ活動

- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制整備
- ・都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教員等の円滑な兼職兼業
- ・公共施設を地域クラブで使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

③学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・まずは休日における地域の環境整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

④大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格を地域クラブ活動等の会員等も参加できるよう見直す
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員の確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

《資料》

1. みんなでSNS府中ルールを守ろうこま！

2. 生徒指導提要のポイント（個別の課題編） 東京都教育庁指導部

3. ヤングケアラーを支援するために 東京都教育庁

● SNSトラブルゼロ協働宣言！ ●

みんなで SNS府中ルールを 守ろうこま！



府中市マスコットキャラクター

ふちゅこま

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)はとても利便性が高く、私たちの生活に密着しています。

一方で全国的に、「ネットいじめ(悪口・悪評拡散)」、「ネット依存(健康被害・学習への支障)」、「個人情報漏えい」、「架空請求・ワンクリック詐欺」、「なりすまし」、「不正アクセス」、「性犯罪」などの子供たちの被害が後を絶ちません。特に「ネットいじめ」、「ネット依存に起因した睡眠不足や体調不良(昼夜逆転し不登校になるケース等)、学力低下」、「友達の画像をネットにアップするなどの個人情報漏えい」については、府中市内のどの公立小・中学校にも起きている身近なトラブルです。

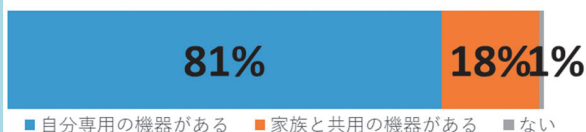
これらのトラブルは、パソコンやスマートフォンを使う限り決して他人事ではなく、子供たちには、情報モラルを身に付けることやSNSの危険性を理解させることが必要です。府中市では、子供たちのSNS利用に関する実態把握のために、府中市立中学校(全11校)を対象にして、平成27年度からアンケート調査を実施しています。令和2年12月の調査では、全中学生(5,367人から回答)及びその保護者(2,709人から回答)を対象に行いました。その調査結果から、SNSに関する府中市の中学生の実態と課題についてまとめました。

府中市教育委員会

府中市立小中学校PTA連合会

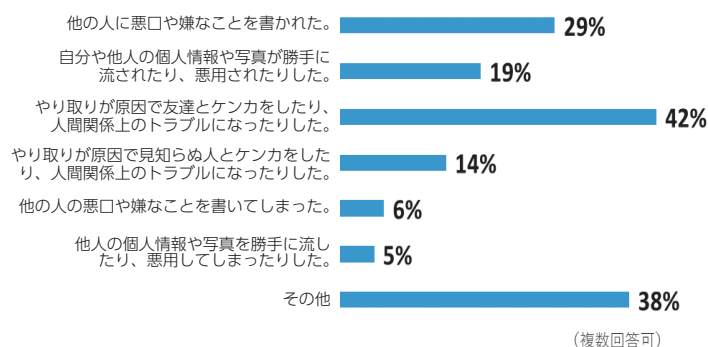
インターネット上の課題と府中市中生の実態①

1. インターネットに接続可能な機器の所有



81%の生徒が、自分専用の機器でインターネットに接続可能と答えています。また、18%の生徒は、家族と共用の機器でインターネットに接続可能であり、インターネットに接続可能な機器がない生徒は1%です。接続に使用する機器（複数回答可）については、スマートフォン（81%）が最も多いですが、それ以外にも、パソコン（50%）、タブレット端末（46%）、携帯ゲーム機・音楽プレーヤー（44%）となっており、生徒は様々な機器でインターネットに接続していることが分かります。

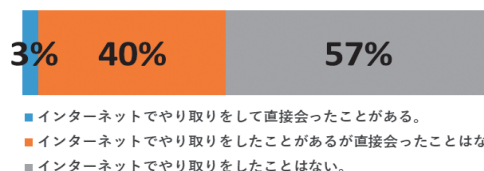
2.(2) インターネット利用に関わるトラブルの内容



2.(1) インターネット利用に関わるトラブル



2.(3) インターネットを利用して「知らない人」とやり取りしたことがあるか

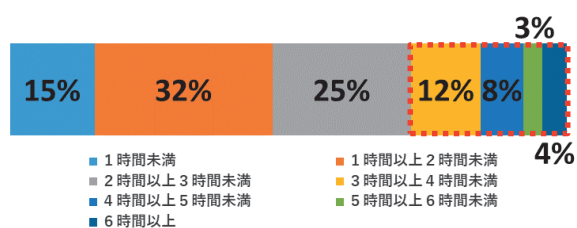


トラブルがあったと回答している生徒は6%で、前回の調査より減少していますが、人数にすると市内で300人を超え、少ないと言えない状況があります。トラブルの内容については、「人間関係上のトラブル」が最も多く、悪口などの書き込みや個人情報の流出、写真が悪用されるなどの被害も多くあるようです。インターネット上に公開された情報は簡単にダウンロードでき、また、容易に加工することができます。一度流出した個人情報（氏名、学校名、顔写真など）は、元となるデータを削除したからといって、インターネット上で全てが消えるわけではありません。安易に公開することで、取り返しがつかない事態になることもあります。

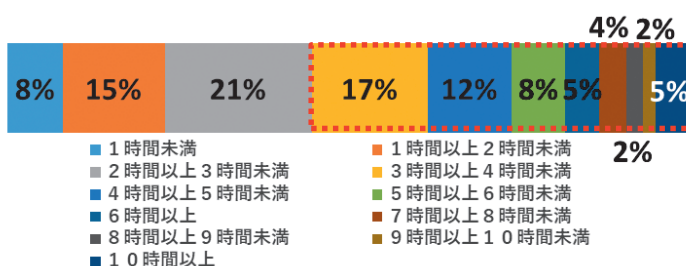
また、40%の生徒がインターネットを利用して「知らない人」とやり取りしたことがあると回答しています。そして、3%の生徒は、「直接会ったことがある。」と回答しています。「知らない人」の中には、悪意をもって近づいてくる人がいるかもしれません。その結果、様々な事件や犯罪に巻き込まれる恐れがあります。

保護者は、このような実態をよく知った上で、子供にインターネット利用の危険性について知らせていく必要があります。

3.(1) 平日1日当たりの使用時間



3.(2) 休日1日当たりの使用時間



平日1日当たりの使用時間が3時間以上の生徒は27%（保護者の認識は16%）、休日1日当たりの使用時間の合計が3時間以上の生徒は55%（保護者の認識は41%）います。また、休日1日当たりの使用時間が6時間以上の生徒は約20%います。平日、休日ともに保護者の認識が10%以上低く、子供の使用状況を「分からない」と回答する保護者も1%程度います。全国学力・学習状況調査の結果からは、「スマートフォン等を長時間使用している生徒は正答率が低い」という学習や学力への影響が指摘されています。保護者が、子供のスマートフォン等の使用状況について正しく把握・管理し、使い過ぎについて指導することが大切です。



仲の良い友達同士のLINEのグループで、誰かが一人の子の悪口を書き込んだら、それがどんどん拡散して、いじめの状態になってしまいました。SNSに人の悪口や陰口を書くのは絶対にいけないと思います。（生徒の声）

インターネット上の課題と府中市中学生の実態②

4. (1) 家庭でのルール



■ 決めている ■ 決めていない

4. (2) 友人間でのルール



■ 作っている ■ 作っていない

71%の生徒が「家庭でのルール」を「決めている」と回答し、そのうちの半数以上が利用時間や利用場面についてのルールを決めています。一方で、友人間で自主的にルールを作っている生徒は26%で、74%の生徒は友人間にルールがありません。「家庭でのルール」を決めておくことで、例えば友人との深夜のSNS等による連絡を断る理由になり、「連絡したのに無視された。」などの友人間のトラブルを防ぐことにもつながります。子供をトラブルから守るために、家庭・友人間でのルールをしっかりと決めておく必要があります。

5. フィルタリングの設定



■ ① 設定している ■ ② 設定していない ■ ③ 分からない

66%の保護者がフィルタリングを設定しています。フィルタリングを「設定していない」「分からない」という回答は34%です。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、平成30年2月1日付で改正され、18歳未満の青少年がスマートフォンや携帯電話の契約・機種変更をする際に、店頭などでフィルタリングの設定が義務化されています。契約時にフィルタリング設定されたことを忘れている場合もあるかもしれませんが、フィルタリングが設定されているか、御確認をお願いします。

今回のアンケート結果からも、情報モラルを守って適正にインターネットを利用させることは、子供の健全な育成のために大切なことです。



※令和2年12月に実施したアンケート調査を基にグラフを作成しています。
※グラフの数値は四捨五入しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。

★もしも、困ったことが起こったら...

- ・ 学校へ御相談ください。
- ・ 保護者の方々の御判断で府中警察署へ御相談ください。
- ・ 東京都の「こどものネット・ケータイのトラブル相談！こたエール」の電話相談(0570-783-184)やメール相談(インターネット相談)も利用できます。その他、東京都教育相談センターの「いじめ相談ホットライン」(0120-53-8288)、「教育相談センター電話相談」(03-3360-8008)も相談を受け付けています。
- ・ 法務省の「子どもの人権110番」(0120-007-110)や「法務省インターネット人権相談受付窓口」へアクセスして相談することもできます。



ためらわずに、すぐに、関係機関に連絡することが大切です。



* QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

SNS 東京ルール

- ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④ 個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

SNS 府中ルール

- ① 1日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
(不適切な時間帯の使用や使いすぎに注意、ネット依存の防止)
- ② 全ての人の画像や動画、個人情報をネットに載せないようにしよう。
(一度載せたら消せません)
- ③ 3つのフィルタリングをつけて利用しよう。
(スマートフォン回線・家庭内無線LAN回線・アプリダウンロード制限)
- ④ SNS等を通じて知らない人と会うことはやめよう。
(犯罪に巻きこまれる恐れがあります)
- ⑤ 誰も傷付かない内容でやりとりしよう。
(やりとりの相手、第三者に対する誹謗中傷は絶対にやめよう)
- ⑥ 互いの学習や健康のため、ルールをつくろう。
(終了時刻、終わり方、定期考査前の自粛など)



これらを参考に、我が家でも SNSルールを作りましょう！

我が家のSNSルール

- **利用時間** 1日の利用時刻、合計時間を決めましょう。
 - 平日 時から 時まで (1日 時間)
 - 休日 時から 時まで (1日 時間)
- **利用のルール** 利用すべきでない場面、ふさわしくない場面を決めましょう。
 -
 -
- **場所のルール** 自室では利用しないなど、利用場所や置き場所などを決めましょう。
 -
 -
- **目的のルール** 相手の制限なし、目的の制限なしということは避けましょう。
 -
 -
- **ゲームやアプリのルール** 無料であっても、保護者の許可制にしましょう。
 -
 -
- **友達やグループで通信するときのルール** 終わり方、通信時間、書き込み内容、定期考査前の使い方などについてのルールを決めましょう。
 -
 -

Digital leaflet
for
teachers

キーワード「見付けてつなぐ」 ヤングケアラーを支援するために



学校の中に、サポートを必要としているヤングケアラーがいるかもしれません。支援を必要とする子供を福祉等の関係機関に確実につなぐために、学校がすべきことは何か、共通理解を図りましょう。

ヤングケアラー
とは

GO!

考えよう！
学校がすべきこと

GO!

学校の役割は…

GO!

ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供のことです。



障害や病気のある家族に代わり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけ等の気遣いをしている



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている



アルコール、薬物、ギャンブル等の問題を抱える家族に対応している



がん、難病、精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている

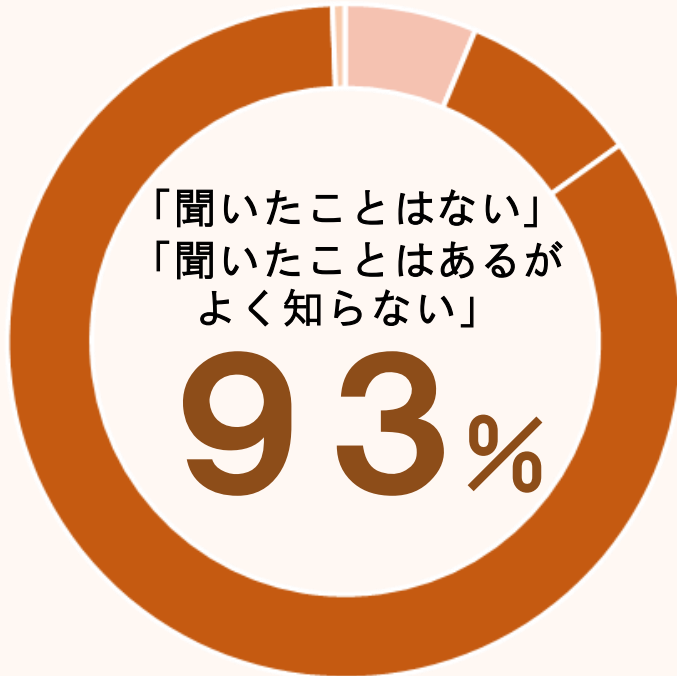


障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている



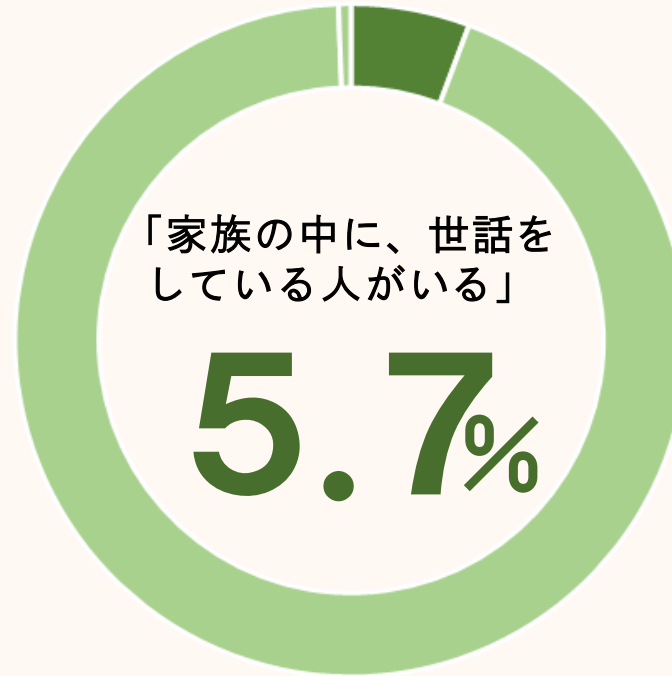
障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーって何？



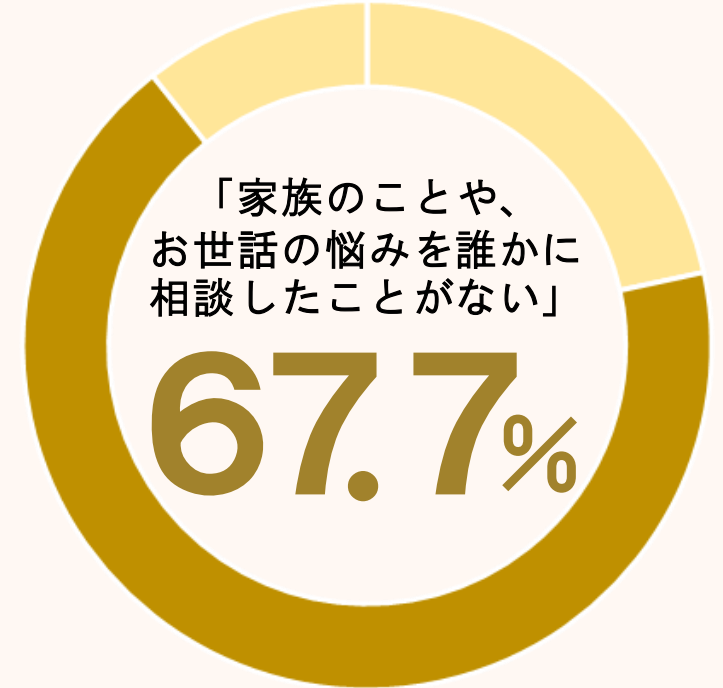
ヤングケアラーとは何かが分からなかったら、自分がヤングケアラーであることに、そもそも気付けないよね。

世話をしている家族がいる



この中に、家族のケアに対して過度の負担を担っている子供がいるかもしれないぞ。

相談した経験がない



家族のことを知られたくない、家族のことを悪く言われたくないと思っている子供もいるかもしれないな。

学校の役割は...

都立学校においては、「スクールソーシャルワーカー」を「ユースソーシャルワーカー」と読み替えます。

概念を「知る」



子 供

子 供

ヤングケアラーの概念や置かれている状況、その思い等を正しく理解する。



学 校

教職員

(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む)

- ヤングケアラーの概念や、学校の役割等を理解
- 子供が、ヤングケアラーの概念等を理解できるよう働き掛け、子供の気づきを促進



関係機関等

- 児童福祉 (要保護児童対策地域協議会、児童相談所、子供家庭支援センター等)
- 障害福祉 (区市町村の障害福祉部門等)
- 高齢者福祉 (地域包括支援センター等)
- その他の福祉 (保健センター、福祉事務所等)
- 医療 (病院、診療所等)
- 地域 (児童館、民生児童委員、町会等)

周囲の人が「見付ける」

ヤングケアラー本人

家族のケアに対して、過度の負担を担っていることに気づき、援助希求する。

教職員

(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む)

日常的な対話や丁寧な観察を通して、子供の生活リズムの乱れや服装、忘れ物の状態等の変化を把握し、関係者間で情報共有

地域住民 (民生児童委員、自治会役員等)、児童館・学童クラブ・放課後子供教室職員、PTA、学校運営協議会委員、学校サポートチーム等

気になる様子を見たり聞いたたりした場合、情報提供

関係機関に「つなぐ」

ヤングケアラー本人

- 自分の思いや家族の意思を知る。(支援が必要か、どのような支援がほしいかなど)
- 家族のケア等でつらいと感じるときなどは、身近にいる信頼できる大人に相談する。

スクールソーシャルワーカー

- 家庭訪問等での状況把握
- 本人や家族の意思の確認
- 利用可能な制度やサービスの紹介
- 校内体制の構築
- 関係機関との連携 等

関係機関 (児童福祉、障害福祉、高齢者福祉、医療等)、地域

- 本人や家族の意思確認
- リスクアセスメント、他機関連携の必要性の判断
- 連携先の確認
- 責任をもつ機関等の明確化
- 課題の共有、支援計画の検討 (ケース会議)
- 支援の実施 (即時の支援は行わず様子を見る場合もあり)
- 見守り・モニタリング

自己実現に向けて「支える」

教職員

(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー含む)

- 見守り (状況の変化に気付く)
- (必要に応じて) 心身のケア、相談支援学習支援、関係機関との情報共有

見付けてつなぐ

「見付ける」 きっかけ例

- ☐ 本人の健康上に問題がなさそうだが
欠席が多い、不登校である
- ☐ 遅刻や早退が多い
- ☐ 保健室で過ごしていることが多い
- ☐ 提出物が遅れがちになってきた
- ☐ 持ち物がそろわなくなってきた
- ☐ しっかりしすぎている
- ☐ 優等生でいつも頑張っている
- ☐ 子供同士よりも大人と話が合う
- ☐ 周囲の人に気を遣いすぎる
- ☐ 服装が乱れている
- ☐ 児童・生徒から相談がある
- ☐ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしている
ことが書かれている
- ☐ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- ☐ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある

気になる様子を把握したら、校内で情報共有し、
スクールソーシャルワーカー等につなぎましょう。

社会福祉士等
の専門職が
アドバイス
します！

[有限責任監査法人トーマツ「他機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」](#)（令和4年3月）から



東京都ヤングケアラー相談ダイヤル（教職員用）
平日 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

03-5320-7785

Digital leaflet
for
teachers

キーワード「積極的な生徒指導」「生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」 「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（個別の課題編）

学校における生活指導の一層の推進や、自分自身の対応力の向上に向けて、「生徒指導提要」の趣旨や、課題等の改善に向けたポイントについて、共通理解を図りましょう。

生命（いのち）の
安全教育、
性的被害者への対応

GO!

「性的マイノリティ」
に関する理解と
学校における対応

GO!

精神疾患に関する
理解と対応

GO!

校則の運用
・見直し

GO!

Let's
CHECK!

GO!



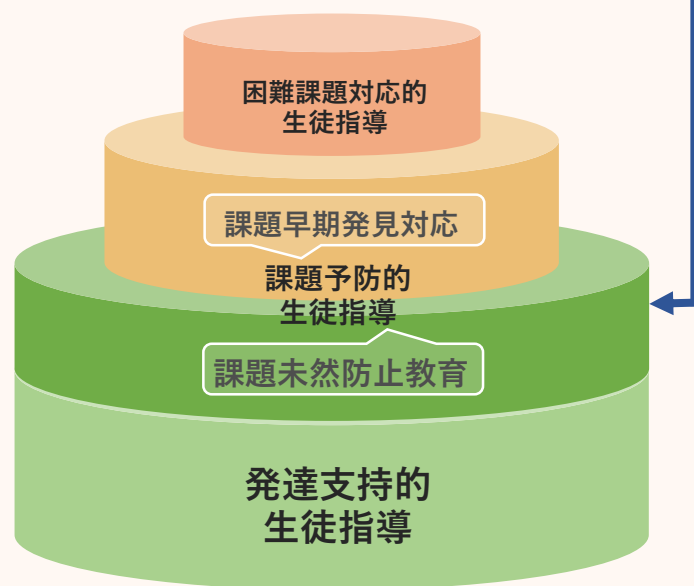
表記は、生徒指導提要Ver.1.0.0に基づいています。

生命（いのち）の安全教育、性的被害者への対応



児童生徒が生命（いのち）を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められています。

生命（いのち）の安全教育



「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められます。



「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用

「生命（いのち）の安全教育」の教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することができるように作成されています。

各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容などを踏まえた上で、適切に活用するよう留意することが必要です。

（教材の主な内容）

- ・「水着で隠れる部分」は、自分だけの大切なところ
- ・SNSを使うときに気を付けること
- ・自分と相手を守る「距離感」について ・性暴力とは何か



文部科学省と内閣府が作成した教材及び指導の手引きを活用しましょう！

児童生徒から相談を受けたとき

- ☐ 児童生徒が安心して話せる場所に移動する。
- ☐ 話を遮らず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残す。
- ☐ 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という言葉は避け、「どういうことで」に言い換えるようにする。例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など
- ☐ 怒りや動揺など、感情的な対応にならないよう留意する。
- ☐ 繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにする。

「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応



「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。そのため、教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

性の多様性

性的指向

- L**：レズビアン（女性同性愛者）
- G**：ゲイ（男性同性愛者）
- B**：バイセクシャル（両性愛者）

性自認

- T**：トランスジェンダー（身体的性別と性自認が一致しない人）

いわゆる「性的マイノリティ」は、上記のカテゴリーに限定されるものではなく、LGBTのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現が使われることもあります。



学校における対応

「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日
文部科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）

- ☐ 悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努める。
- ☐ 教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、人権感覚を身に付ける。
- ☐ 当該児童生徒の支援は、相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要である。
- ☐ 当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じた進める必要がある。

学校外における連携・協働

当事者である児童生徒の保護者

- ☐ 保護者がその子供の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合
学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進める。
- ☐ 保護者が受容していない場合
学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止などを進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、支援していくことが考えられる。

医療機関

- ☐ 学校が支援を行うに当たっては、医療機関との連携を図ることが重要

※ 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、学校は、個別の事案における本人や家庭の状況などに応じた取組を進めることが肝要である。

精神疾患に関する理解と対応



生徒指導上の課題の背景として、精神疾患がその要因となっている場合があります。多くの精神疾患は思春期から青年期に始まると言われています。さらに、自らは病気と気付きにくいという特徴もあります。

日頃から

- 学級・ホームルーム担任や養護教諭、スクールカウンセラー等に相談を持ち掛けやすい環境づくりを進める
- 地域の関係機関とのネットワークを築く
(思春期の心性に配慮した診療を得意とする精神科医の所在は、保健所、保健センターなどに情報がある。)

相談を受けたら

- まずは話を傾聴し、不安を受け止める



精神疾患が疑われるときは

- 学校長や養護教諭、学校医等を介し、地域の専門医につなげる



精神疾患を巡る全体的な理解

次の点を児童生徒も周囲の大人も理解し行動できるようにすることが大切である。

精神疾患に罹患することは誰にも起こり得るという認識

精神疾患の発症には睡眠などの生活習慣が影響すること

精神疾患や心の不調を疑ったら、早めに誰かに相談すること

自殺関連行動としての自傷への対応

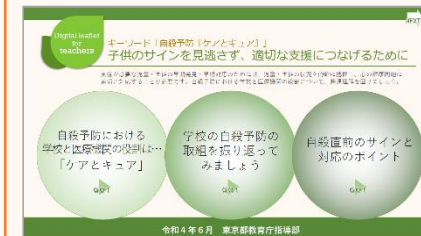
自傷（自分の身体を故意に損傷する行動）

自らの命を絶とうとする行動（自殺企図）の一環として行われる場合

自殺の意図を伴わずに反復される行動（非自殺性自傷）である場合

- いずれの場合にも、何らかの心のつらさがあり、その対処行動として自傷しか選べない現実があると捉えることが必要
- 傷そのものは必要十分な手当にとどめつつも、自傷に至った事実や心のつらさについては丁寧に聴いた上で、スクールカウンセラーや精神科医につないでいくことが大切

【参考】教職員向け
[デジタルリーフレット](#)
[キーワード「自殺予防](#)
[ケアとキュア」](#)
(令和4年6月 東京都教育庁指導部)



学校と医療機関の役割や、対応のポイント等について、分かりやすく示しています。

校則に基づく指導に当たっては、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。また、校則は、絶えず見直しを行うことが求められ、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、最終的には校長により制定されるものです。

校則※とは

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの

※「校則」の代わりに、「生活のきまり」、「生徒心得」などと呼ぶ学校もある。

校則の運用

- 教職員が校則を設けた背景や理由について理解
- 児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導

校則の見直し

- 校則は、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、絶えず見直しを行う

- ・ 学校の教育目的に照らして適切な内容か
- ・ 現状に合う内容に変更する必要があるか
- ・ 本当に必要なものか 等

児童生徒自身が校則の見直しの過程に参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。

学校における取組例

- ◇ 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいことや見直してほしいことを議論
- ◇ 生徒会やPTA会議、学校評議員会で、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項を意見聴取
- ◇ 校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明

- ☑ 校則に基づく指導に当たっては、**校則を守らせることばかりにこだわらない。**
- ☑ 校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまらず、**内省を促すような指導**になるよう留意する。
- ☑ 校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、**児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取**した上で決めていくことが望ましい。
- ☑ 見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、**校則について確認したり議論したりする機会を設ける**ことが求められる。
- ☑ 校則を策定したり、見直したりする場合には、**どのような手続きを踏むことになるのか、その過程について示しておく**ことが望まれる。



運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



スポーツ庁

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人＞
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

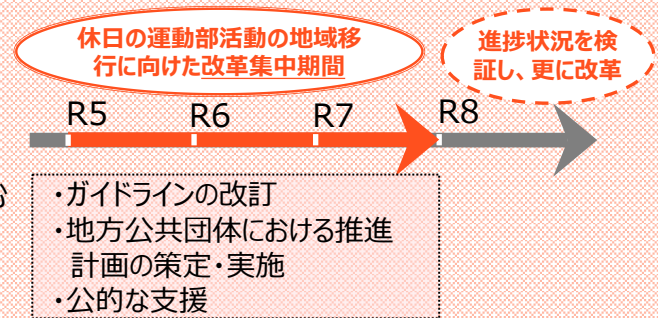
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行を図る**
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtooto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルール策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参 加 者	全ての希望する生徒を想定。
実 施 主 体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 （総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活 動 内 容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活 動 場 所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設 なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
スポーツ団体等の整備充実 （第3章）	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について 先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、 必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援 も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策 （第4章）	・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。	○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進 。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策 の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は 許可の対象となり得る例を周知 するとともに、教育委員会は 兼職兼業の運用に係る考え方等を整理 。
スポーツ施設の確保方策 （第5章）	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	○ 学校体育施設の活用 を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、 利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整 を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどして スポーツ団体等に委託 。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第6章)	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
		○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
		○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
		○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。
会費の在り方 (第7章)	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。	
保険の在り方 (第8章)	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	
関連諸制度等の在り方 (第9章)	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。	

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

高校の現状について

府中市内都立高等学校 代表 一ノ瀬 淳 委員

社会で活躍するための 実践・体験を重視した教育課程

広大な農場や調理施設など、専門高校特有の環境下で実習や体験的な学習を提供しています。

3年間の学びを通して、農業・家庭の分野で活躍する力を培うことができます。

農
業

都市園芸科
緑地計画科
食品科学科

家
庭

服飾科
食物科

高度で専門的な授業・課題研究

プロフェッショナルに必要な知識・技能

課題発見・解決力

コミュニケーション・スキル

創造・表現力

行動力・協働力

/ 目指す生徒像 /

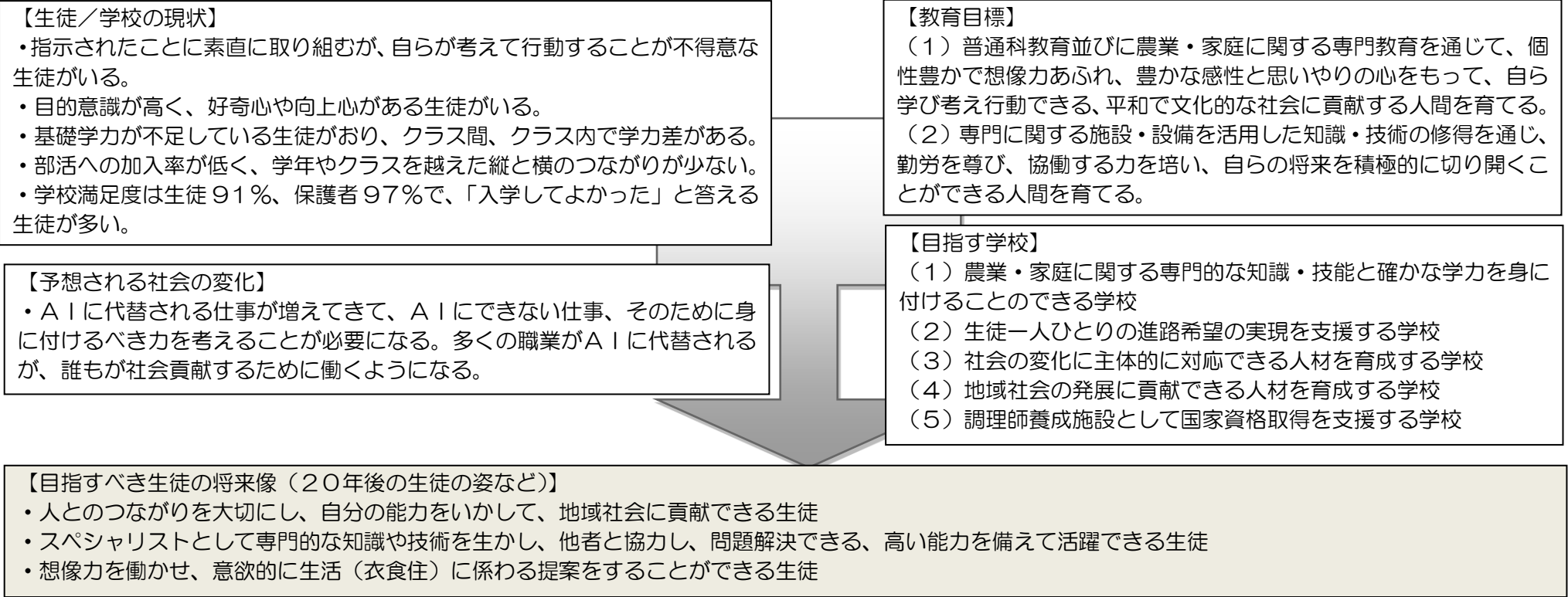
夢を創造する農業・家庭の
プロフェッショナル

駅徒歩 5 分で「衣食住」を学べる都内唯一の専門学校

東京都立農業高等学校



令和4年度 東京都立農業高等学校 グランドデザイン



【学校の教育活動全体を通して（教科横断的に）育成すべき資質・能力】				
・基礎学力（自学自習の推進・言語能力の育成・科学的手法の習得）				
・自ら考え、判断できる能力を有し、必要な情報を集め精査し、よりよい答えを導くことのできる能力				
・アイデアを形にする表現力・創造力				
・コミュニケーション能力、聞く力と話す力（場や関係性に応じた社会マナーの習得（校内や校外での交流事業の実施））				
・他者と協力して物事を作り上げていく協働力				
・豊かな自然環境を守り、持続可能な社会を構築する行動力				

【学校の教育活動全体を通して（教科横断的に）育成すべき資質・能力に基づくルーブリック】				
		レベル1（わかる）	レベル2（できる）	レベル3（使える）
知識及び技能（技術）	【夢を創造する農業・家庭のプロフェッショナル】に必要な知識と技能（技術）	普通科目に関する基本的な知識を理解している。また、農業や家庭に関する専門的な知識と技術を覚えることができる。	普通科目に関する基本的な知識について、諸資料と関連付けて理解し、自己実現と関連付けられている。また、農業や家庭に関する専門的な知識や技術を理解するとともに、関連する技術を身に付け、資格も保有している。	普通科目に関する基本的な知識について、諸資料と関連付けて多面的・多角的に理解し、自己実現に対応することができる。また、農業や家庭に関する専門的な知識や技術について多面的・多角的に理解するとともに、関連する技術資格を保有し、活用している。
		授業、夏季講習、基礎学力診断テスト 高大連携	授業、夏季講習、基礎学力診断テスト 高大連携、インターンシップ	授業、夏季講習、基礎学力診断テスト 高大連携、インターンシップ
思考・判断・表現	課題発見力	課題を的確に捉えることができる。	課題を的確に捉え、分析することができる。	課題を的確に捉え、分析したうえで自らの問いを設定することができる。
		授業、人間と社会、課題研究 文化祭、他科連携	授業、人間と社会、課題研究 文化祭、他科連携	授業、人間と社会、課題研究 文化祭、他科連携
	課題解決力	課題解決に向けて情報を収集することができる。	得られた情報を取捨選択し、解決策を導くことができる。	根拠を持って、解決策を考えることができる。
		授業、人間と社会、課題研究 文化祭、他科連携	授業、人間と社会、課題研究 文化祭、他科連携	授業、人間と社会、課題研究 文化祭、他科連携
	創造・表現力	自分が学び、考えること、創造することができる。	自分が学び、考えたことや創造したことを表現することができる。	自分が学び、考えたことや創造したことを適切に表現することができる。
		文化祭、授業	文化祭、授業、課題研究	文化祭、授業、課題研究
学びに向かう人間性	コミュニケーション・スキル	基本的な挨拶と他者の話を聞くことができる。	他者の話を傾聴し、自分の意見を相手に伝えることができる。	他者の立場を理解し、自分の意見を述べ、多様な他者と円滑に意思疎通ができる。
		授業、人間と社会、文化祭、部活動 委員会活動	授業、人間と社会、文化祭、部活動 委員会活動、インターンシップ	授業、人間と社会、文化祭、部活動 委員会活動、インターンシップ
	行動力	他者の指示通りに行動し、学校生活を送ることができる。また、目の前のことを好意的に捉えて取り組むことができる。	自分の頭で考え、行動し、学校生活を送ることができる。また、問いに向き合い、決して諦めず、粘り強く対峙することができる。	自分の頭で考え、行動し、学校生活を送ることで他者の信頼を勝ち取ることができる。また、向き合った問いに対して決して諦めず、粘り強くやり遂げることができる。
		授業、文化祭、部活動、委員会活動	授業、文化祭、部活動、委員会活動	授業、文化祭、部活動、委員会活動
	協働力	自分とは何かを内省し、認め、多様な他者を理解している。	己を認め、多様な他者を理解し、協働している。	己を認め、多様な他者を理解した上で自分の役割を見出し、主体的に他者と協働しようとしている。
		授業、校外学習、体育祭、文化祭 部活動、委員会活動、宿泊防災訓練 人間と社会	授業、校外学習、体育祭、文化祭 部活動、委員会活動、宿泊防災訓練 人間と社会	授業、校外学習、体育祭、文化祭 部活動、委員会活動、宿泊防災訓練 人間と社会

【目指すべき生徒の将来像】
夢を創造する農業・家庭のプロフェッショナル

Digital leaflet
for
teachers

キーワード「積極的な生徒指導」「生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」 「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（基礎編）

学校における生活指導の一層の推進や、自分自身の対応力の向上に向けて、「生徒指導提要」の趣旨や、課題等の改善に向けたポイントについて、共通理解を図りましょう。

生徒指導の
定義と目的

GO!

生徒指導の
構造
(2軸3類4層構造)

GO!

児童生徒の
権利の理解

GO!

生徒指導と教育相談
が一体となった
チーム支援

GO!

Let's
CHECK!

GO!



表記は、生徒指導提要Ver.1.0.0に基づいています。

生徒指導の定義と目的



生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。



生徒指導の定義

生徒指導とは、**児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動**のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的

生徒指導は、**児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。**

生徒指導の目的を達成するためには、**児童生徒一人一人が自己指導能力※を身に付けることが重要**

※ 児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

生徒指導の実践上の視点

自己存在感の感受

- 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切
- 自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要

共感的な人間関係の育成

- 失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台

自己決定の場の提供

- 授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要

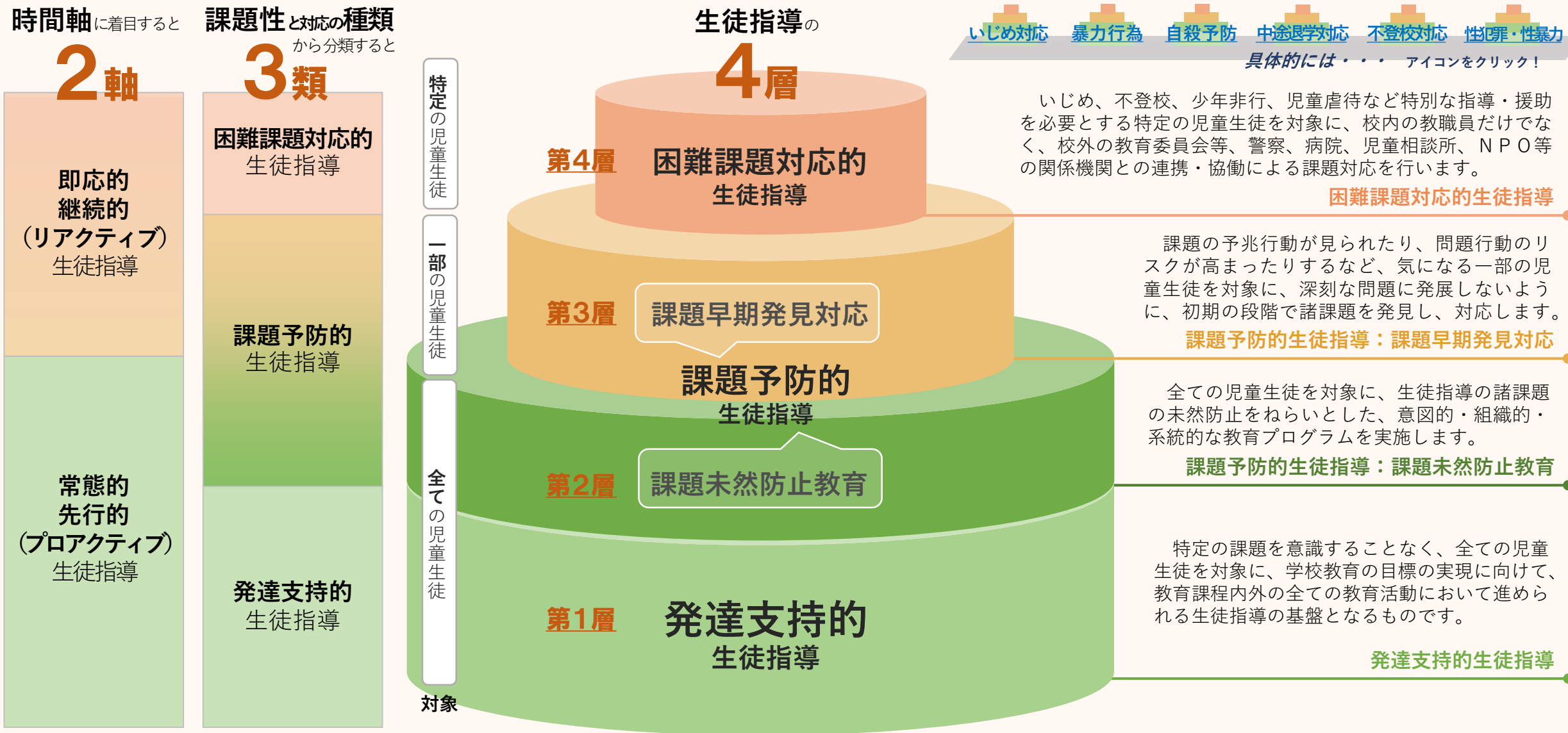
安全・安心な風土の醸成

- お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らが作り上げるようにすることが大切

生徒指導の構造（2軸3類4層構造）



生徒指導と言うと、課題が起き始めたことを認知したらすぐに対応する（即応的）、あるいは、困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組む（継続的）というイメージが今も根強く残っています。しかし、起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切です。



児童生徒の権利の理解



児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育を行うためには、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」について、基本理念の趣旨等の理解を深める必要があります。

「児童の権利に関する条約」

日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。

この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められています。

四つの原則

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

- ① 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
- ② 児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
- ③ 児童生徒の命や生存、発達が保障されること
- ④ 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること



いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

「こども基本法」

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています（第1条）。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

基本理念の主な記載

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条第1号）
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条第2号）
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条第3号）
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条第4号）

生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

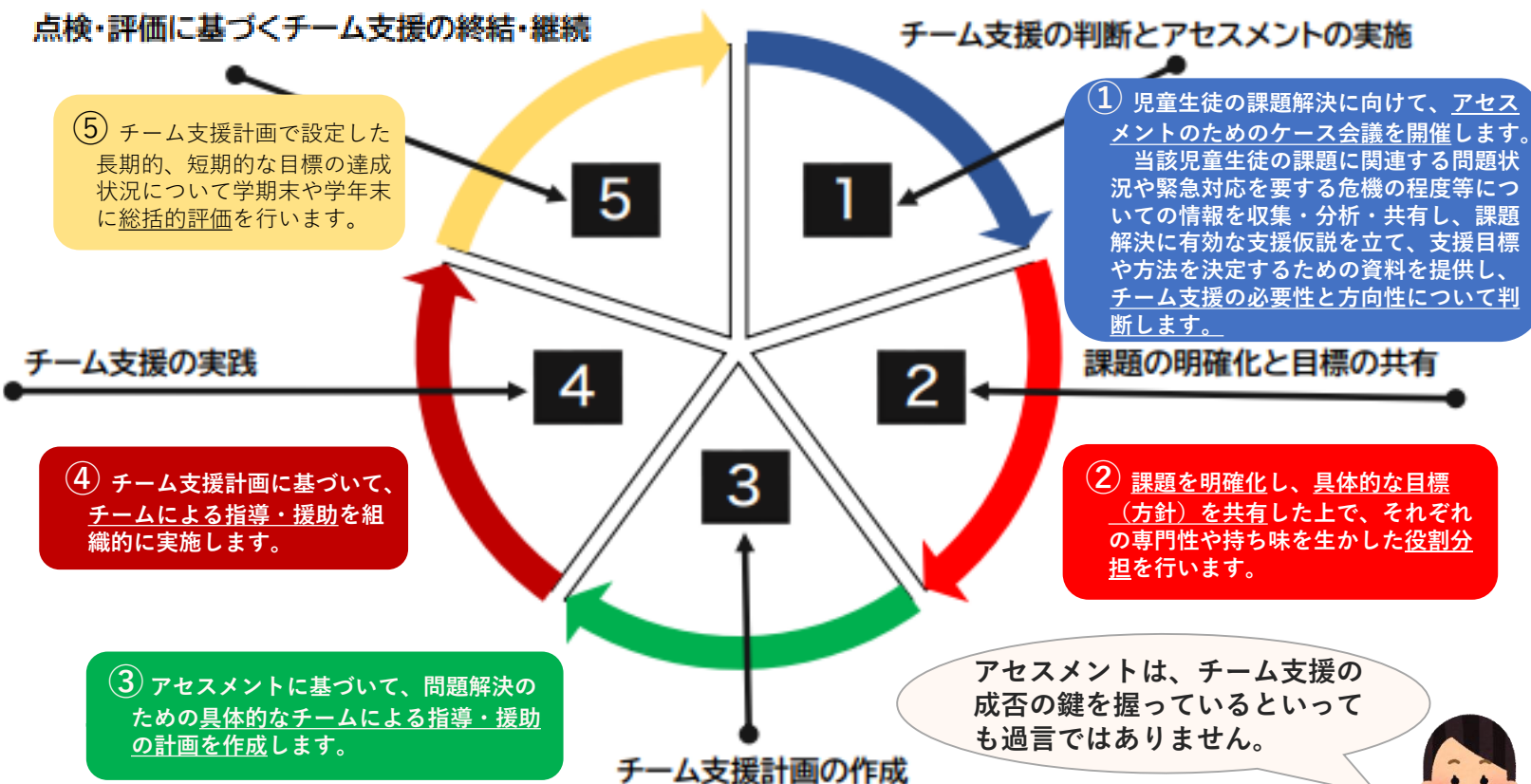


担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がります。

チーム支援のプロセス

(困難課題対応の生徒指導及び課題早期発見対応の場合)

児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、生徒指導、教育相談、キャリア教育、特別支援教育など、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくることが求められます。



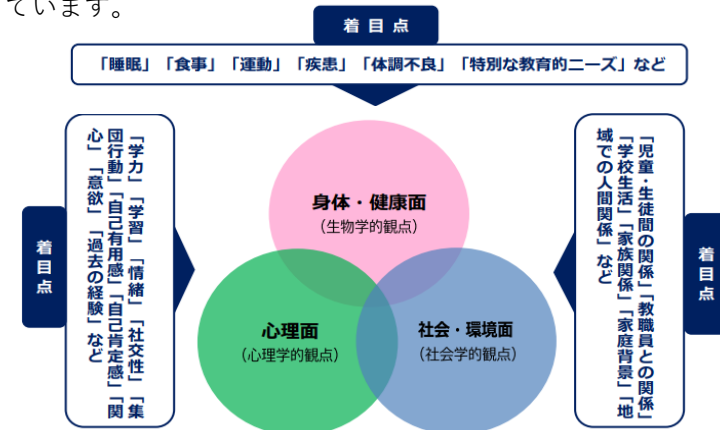
BPSモデル

アセスメントには、多種多様な方法がありますが、その中でも、心理分野・精神医療分野・福祉分野等で活用されているアセスメントの方法として、生物・心理・社会モデル（BPSモデル）を挙げることができます。

コラム

東京都教育委員会は、ガイドブックを作成し、BPSモデルを活用したアセスメントを掲載

東京都教育委員会は、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」において、BPSモデルを活用したアセスメントとして、「身体・健康面」「心理面」「社会・環境面」という3観点を示しています。



三つの観点には重なりがあります。例えば、情緒不安定なときは、「身体・健康面」と「心理面」の両方の要因が重なっている場合があり、アセスメントを行う際は、要因の多様さと複雑さを理解することが大切です。

「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」東京都教育委員会（2018）第1章

